

岩手県告示第386号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成27年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所	備 考
平成27年7月5日(日)午前9時から	紫波郡矢巾町 岩手県消防学校	
平成27年9月6日(日)午前9時から	遠野市 遠野市宮守体育館、遠野市宮守総合支所又は 花巻農業協同組合宮守支店のうちから指定する場所	わな猟免許及び第一種銃猟免許に限る。
平成27年12月13日(日)午前9時から	盛岡市 国立大学法人岩手大学学生センター	

2 受験資格 県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条に該当しないもの

3 受験手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第12条の狩猟免許申請書を試験の日の16日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。